

意見書(案)

世界平和実現のための外交の強化と国民の平穏な生活を守るために  
必要な対策を求める意見書

2月24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始し、ウクライナの主権、領土、そして国民の平穏な生活を武力で侵害している。

この侵略行為の間隙を突き、北朝鮮は2月27日と3月5日に弾道ミサイルを発射したが、本県の漁船等をはじめとする船舶や航空機の安全確保の観点からも極めて危険な行為である。また、3月2日には、ロシア国籍とみられるヘリコプター1機が北海道・根室半島南東沖の領空を侵犯したほか、10日には、北方領土においてロシア軍による軍事訓練が行われた。加えて、中国は尖閣諸島周辺で中国海警局の公船による領海侵入を繰り返す状況にある。

ロシアによるウクライナへの侵略行為は、欧州にとどまらず、我が国が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねないものであり、我が国の安全保障をめぐる環境は一層厳しさを増している。

よって、国においては、国際社会と協調しながら世界平和の実現のための外交を強化するとともに、万一の事態に備え、国家の安全保障の重要性に関する国民の理解促進に努めながら、我が国の主権、領土、国民の平穏な生活を守るため万全な対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
外務大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官

山形県議会議長  坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和4年3月16日

提出者  山形県議会議会運営委員長  島津 良平

意見書(案)

ロシアのウクライナ侵略に伴う国民生活と経済への影響の抑制を求める意見書

欧米や我が国はウクライナへの侵略を続けるロシアに対し本格的に経済制裁を開始した。

原油価格は昨年から上昇傾向にあったが、この侵略を契機に一気に跳ね上がった。また、ロシアへの経済制裁により、液化天然ガス、希少金属、小麦や水産物などの品不足や値上げが危惧される。

本県においては、さくらんぼ加温栽培等における生産コスト上昇による収益悪化や、県内企業からの半導体製造用ガスやパラジウムの価格高騰と安定確保を不安視する声が寄せられるなど、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。家庭ではガソリン・灯油の値上がりが家計を圧迫しており、今後この侵略が長期化すれば、それらの更なる値上がりや小麦粉製品の価格上昇など県民生活に広く影響が及ぶおそれがある。

また、エネルギー資源を輸入に頼る我が国においては、原油や液化天然ガスの安定調達は至上命題であり、国際的なエネルギー市場の安定化に向けて積極的に働きかけていく必要がある。

よって、国においては、ロシアのウクライナ侵略に伴う国民生活と経済への影響を最小限に抑えるため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 ロシアへの経済制裁により生じるガソリン・灯油、食料品等の日常生活品、原油・液化天然ガス、希少金属類等の生産活動に必要な資源の価格高騰や供給不足について適切な対策を講じること。
- 2 エネルギー資源の主要消費国や国際エネルギー機関をはじめとする関係機関と連携しながら、国際的なエネルギー市場安定と国内のエネルギーの安定供給に向けて、増産の働きかけなどより一層取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  あて  
農林水産大臣  
経済産業大臣

山形県議会議長  坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和4年3月16日

提出者  山形県議会議会運営委員長  島津良平

意見書(案)

地方への移住・定住の促進に向けた取組みの強化を求める意見書

国は東京圏への人口の一極集中の是正に取り組んでいるが、東京圏への転入超過は26年連続となり、地方からの人口流出に歯止めがかかっていない状況にある。

本県でも移住・定住の促進をはじめとする地方創生に取り組んでいるが、人口の減少と流出は続いており、特に進学や就職を迎える若者の転出超過が課題となっている。

また、従前から、国は人口減少社会を見据えてコンパクトシティの形成を推進し、地方における市街化区域の拡大抑制など都市の開発を厳しく制限してきている。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大は、東京一極集中のリスクを改めて顕在化させたが、テレワークや副業など新しい働き方等の普及を促し、地方への移住・定住に対する関心を一層高める契機となった。令和3年には東京都特別区で初めて転出超過となるなど、都市部から地方への人の流れが大きくなりつつある今こそ、地方への人口の分散が求められている。

よって、国においては、東京圏への人口の一極集中を是正し、地方への移住・定住を促進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 省庁等政府関係機関の移転を一層進めるとともに、大学の地方移転を促す施策を推進すること。
- 2 地方への定住や二地域居住が有利になる税制の見直しなど思い切った制度改革を進めること。
- 3 地方において、全国の大学と連携してオンライン授業を集約・配信する「オンライン大学」など魅力と特色のある大学の創設が可能となるよう、大学設置基準を緩和すること。
- 4 人口増加に資する土地利用政策については、地方の実情に応じて進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  あて  
文部科学大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣  
 (地方創生)  
まち・ひと・しごと  
創生担当大臣

山形県会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和4年3月16日

提 出 者 山形県議会関係人口拡大・活力ある地域づくり対策特別委員長  
相 田 光 照

意見書(案)

地域医療を担う医師の確保に向けた対策を求める意見書

医療法及び医師法の一部を改正する法律において、都道府県は、医師確保計画を策定し、地域の実情を踏まえた医師の不足及び偏在対策に主体的に取り組むこととされている。

本県では、山形県医師確保計画を策定し、修学資金の貸与や臨床研修医の確保に向けた研修病院ガイダンスを開催するなど、医師少数県からの脱却に向けて取り組んでいるところであるが、臨床研修医のマッチング率が都市部に比べて低いなど、依然として都市部へ医師が集中している状況である。

また、2024年4月以降、医師の働き方改革として、勤務医に対する時間外労働の上限規制が適用されるが、医師が不足している地域において十分な医師確保が図られないまま対応を迫られた場合、当該地域における医療提供体制に多大な影響が生じることが懸念される。

よって、国においては、地域医療を担う医師を確保するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 臨床研修制度及び新専門医制度の見直しを行うなど、医師の都市部への偏在を是正し、地域に医師が定着するための対策を講じること。
- 2 医師の働き方改革の推進にあたっては、医師が不足している地域での更なる医師不足を助長することがないように、地域における医師の確保・偏在対策の着実な進展と一体的に取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
あて

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和4年3月16日

提出者 山形県議会健康医療・女性若者活躍対策特別委員長  
石黒 覚

